

居宅介護支援サービス

重要事項説明書

こころケアプランセンター大井

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

1 居宅介護支援サービスの目的および運営の方針

居宅介護支援サービスは、要介護状態にあるお客様の委託により、お客様の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 基本方針

こころケアプランセンター大井は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- 要介護状態にあるお客様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことができるように配慮します。
- お客さまの心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 指定居宅介護支援の提供にあたっては、お客様の意志および人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。
- 市区町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めるものとします。
- 職員の教育研修を重視します。
- 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとします。
- 主任介護支援専門員を配置することにより、困難事例を紹介された場合速やかに受け入れをします。

3 会社概要

- 法人名称 : 社会福祉法人恵雄会
- 法人所在地 : 岐阜県恵那市岩村町2453-123
- 代表番号 : 0573-43-0556
- 代表者氏名 : 井口 智雄
- 設立 : 平成20年5月
- 運営事業 : 特別養護老人ホーム 認知症対応型通所介護 居宅介護支援事業所

4 居宅介護支援サービスを提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）

■ サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	こころケアプランセンター大井
所在地	〒509-7201 恵那市大井町667-27
電話番号等	TEL 0573-38-1711 FAX 0573-38-5016
指定事業者番号	2171701325
実施サービス	居宅介護支援
サービス提供地域	恵那市
備考	特定事業所加算Ⅲ

■ 営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土、日、年末年始
備考	24時間連絡体制あり

■ 職員体制

	常勤	計	資格等	
管理者(主任介護支援専門員)	1名	1名	介護支援専門員	管理者と介護支援専門員は兼任
介護支援専門員	2名	2名	介護支援専門員	
備考				

■ 職務内容について

- ①管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、本事業所の介護支援専門員その他の従業員に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員および運営に関する基準を遵守させるために必要な指摘命令を行います。
- ②介護支援専門員は、お客様からの相談を受け、その心身の状況等に応じ適切な居宅介護サービス計画を作成すると共に施設サービスを利用できるように市区町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
- ③事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

5 居宅介護支援サービスの申し込みから居宅サービスが提供されるまでの流れとその主な内容 介護保険法で定める居宅介護支援サービスを実施します。

<居宅介護支援の申込から提供までの流れ>

- ①お客様の居宅サービス計画作成依頼受付
- ②被保険者証の確認
- ③重要事項説明による説明 ・ 同意
- ④契約の締結
- ⑤お客様の状態把握 ・ 課題分析

- ⑥居宅サービス計画原案作成
- ⑦居宅サービス事業者との調整（サービス担当者会議の開催等）
- ⑧居宅サービス計画をお客様へ説明
- ⑨お客様の同意
- ⑩サービス利用状況の管理 ・ モニタリング
- ⑪居宅介護支援に関わる諸記録整備

<居宅介護支援の具体的取扱い方針>

- ① 本事業所は、調査（課題把握）の方法として厚生省基準解釈通知に基づく課題分析標準項目に順ずる様式にて行います。
- ② 本事業所は、要介護状態にあるお客様が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、当該お客様の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行います。また、お客様が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設との連絡調整、紹介の便宜の提供を行います。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催し、お客様にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者との会議の開催により意見を求め、提供するサービスの質の向上および連携に努めます。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについてやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこととします。
- ④ 本事業所は、各サービス担当者がお客様の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化します。
- ⑤ 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1ヶ月に1回、お客様の居宅を訪問し、お客様に面接し、モニタリングの結果を記録します。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載します。
- ⑦ 介護支援専門員は、要介護認定を受けているお客様が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該お客様に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- ⑧ 本事業所は、指定介護予防支援事業所から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮します。

6 サービス従業者

- ① サービス従業者とは、お客様に居宅介護支援サービスを提供するこころケアプランセンター大井の職員であり、介護支援専門員（ケアマネジャー）が該当します。
- ② お客様の担当になる介護支援専門員（担当の変更を含みます）の決定はこころケアプランセンター大井が行い、お客様が介護支援専門員を指名することはできません。こころケアプランセンター大井の都合により担当の介護支援専門員を変更する場合は、お客様やそのご家族等に対し事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ③ お客様が、担当に介護支援専門員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不相当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。
※業務上不相当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。

- ④こころケアプランセンター大井は、お客様からの変更希望による変更も含め、介護支援専門員の変更により、お客様およびそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ⑤こころケアプランセンター大井は、介護保険法に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して居宅介護支援サービスを提供します。

7 利用料金

①基本料金（非課税となります）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
 ＊保険料の滞納等により法廷代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護 1・2	10,860円 / 月
要介護 3・4・5	14,110円 / 月
要支援 1・2	4,420円 / 月

※取扱い件数

指定居宅介護支援事業者におけるお客様の数に当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託をうけた指定予防支援に関わるお客様の数に3分の1を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（常勤換算方法で鑑定した員数をいう）で除して得た数をいいます。

②加算（非課税となります） …居宅介護支援費に下記の料金が加算されます。

・初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び、要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

・入院時情報連携加算（Ⅰ）

お客様が病院又は診療所に入院してから、入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対し、お客様に関する必要な情報を提供した場合

・入院時情報連携加算（Ⅱ）

お客様が病院又は診療所に入院してから、入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対し、お客様に関する必要な情報を提供した場合

・退院・退所加算 …初回加算を算定する場合は算定されません

入院、入所していたお客様が退院または退所し、その居宅にてサービスを利用する場合において当該職員と面談を行い、お客様に関する必要な情報の提供を受けサービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合

・退院・退所加算（Ⅰ）イ

病院または施設等の当該職員からお客様に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合

・退院・退所加算（Ⅰ）ロ

病院または施設等の当該職員からお客様に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている場合

・退院・退所加算（Ⅱ）イ

病院または施設等の当該職員からお客様に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合

・退院・退所加算（Ⅱ）ロ

病院または施設等の当該職員からお客様に関する必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合

・退院・退所加算(Ⅲ)

病院または施設等の当該職員からお客様に関する必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合

・特定事業所加算Ⅲ

主任介護支援専門員と介護支援専門員2名以上で質の高いケアマネジメントを実施することにより一定単位数が加算される

・ターミナルケアマネジメント加算

お客様の同意を得た上で死亡日及び死亡前14日間以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、状態やサービス変更の必要性等の把握、お客様への支援を実施した場合

・通院時情報連携加算

医師の診察を受ける際同席し医師等と情報連携を行い当該情報を踏まえてケアプランに記録した場合

初回加算	3,000円 / 月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円 / 月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円 / 月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円 / 月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円 / 月
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円 / 月
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円 / 月
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円 / 月
特定事業所加算Ⅲ	3,230円 / 月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円 / 月
通院時情報連携加算	500円 / 月

※法定代理受領

要介護認定を受けたお客様が、ケアプランの作成およびケアプランに基づき指定サービスを受けたときに、基本料金からお客様が事業者者に支払うべきサービス費用（お客様負担分・・・基本料金の1割）を除いた分を事業者が市区町村から受け取ることを法定代理受領といいます。（ただし、居宅介護支援サービスにおいてのみ全額市区町村からの支給となります）。

8 交通費（課税（税込み）になります）

前記4サービス事業者の概要に記載されている「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、前記4に記載されているサービス提供地域を越えた地点からお客様の居宅までの往復距離について交通費を負担していただくことになり、その詳細は次の通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
自動車等	1キロあたり16円

※介護支援専門員の移動手段は地域により異なります。

9 解約料

お客様の都合により解約をした場合は、下記の料金をいただきます。

① 居宅サービス計画の作成途中での解約	前記利用料金分を解約料としていただきます
② 国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出完了後の解約	料金はかかりません

10 秘密保持および個人情報の保護

- ① ころケアプランセンター大井は、業務上知り得たお客様およびそのご家族等の秘密および個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。
- ② ころケアプランセンター大井は、そのサービス提供上知り得たお客様およびそのご家族の秘密および個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- ③ ころケアプランセンター大井は、必要な範囲においてお客様およびそのご家族等の個人情報を取扱い致します。尚、お客様およびそのご家族等から取得した個人情報を以下の目的の為に使用します。
 - ・ 当事業所のサービスの提供のため
 - ・ お客様へのサービス提供について他の事業所と連携するため(サービス担当者会議等)
 - ・ お客様およびそのご家族等へのサービス料金のご請求(徴収)やその他ご連絡のため
 - ・ 請求データ処理などに関する業務委託のため
 - ・ 統計データへの利用(ただし、個人を特定できるような利用は一切致しません)
- ④ 上記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
※ 個人情報に関するお問い合わせにつきましては、「11 サービス相談窓口、苦情相談窓口、および対応の手順」の項目内記載の連絡先までご連絡ください。

11 サービス相談窓口、苦情受付窓口、および対応手順

- ① ころケアプランセンター大井におけるサービス相談、および苦情受付窓口
ころケアプランセンター大井におけるサービスのご利用に係る相談窓口、および苦情・要望の受付窓口は、以下の通りです。

・ サービス事業所

電話番号	0573-38-1711
受付時間	営業日の午前 8時30分～午後 5時30分
苦情受付担当者	西尾 亮
苦情解決責任者	西尾 亮
備考	

・ 前記サービス事業所を管轄する法人

法人名	社会福祉法人 恵雄会
電話番号	0573-43-0556
営業日	原則として年中無休
受付時間	営業日の午前 9時00分～午後 5時00分
備考	

※ 個人情報に関するお問い合わせは、上記法人までご連絡ください。

- ②こころケアプランセンター大井以外のサービス相談、および苦情受付窓口
 その他、以下の市区町村等のサービス相談、および苦情受付窓口にご相談することもできます。

・市区町村のサービス相談・苦情受付窓口

市区町村名	恵那市	中津川市
電話番号	0573-26-2111	0573-66-1111
担当部署	高齢福祉課	高齢福祉課
備考		

・国民健康保険団体連合会のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	岐阜県国民健康保険団体連合会		
電話番号	058-275-9826		
担当部署	介護保険課		
備考	平日	午前	9時～午後 5時まで

③苦情への対応に係る基本手順

こころケアプランセンター大井は、お客様に対し、自ら提供した居宅介護支援、および自ら居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスに係る苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I. 苦情の受付
- II. 苦情内容の確認
- III. 苦情解決責任者等への報告
- IV. お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- V. 苦情の解決に向けた対応の実施
- VI. 再発防止、および改善の実施
- VII. お客様への苦情解決結果の説明・同意
- VIII. 苦情解決責任等への最終報告

12 事故発生時の連絡先、および対応の手順

①事故発生時の連絡先

事故発生時の連絡先は、以下の通りです。尚、これらの連絡先は、予め担当のサービス従業者および職員により確認させていただきます。

・ ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

・ 市区町村の事故発生時の連絡先

市区町村名	恵那市	中津川市
電話番号	0573-26-2111	0573-66-1111
担当部署	高齢福祉課	高齢福祉課
備考		

②事故発生時における対応の基本手順

こころケアプランセンター大井は、お客様に対し、自ら提供した居宅介護支援により事故が発生した場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I. お客様の安全の確保
- II. 事故発生状況 ・ 内容の確認
- III. サービス事業所の責任等への報告
- IV. ご家族等 ・ 市区町村 ・ 居宅介護支援事業所への連絡
- V. 事故の解決に向けた対応の実施
- VI. 事故発生原因の解明、および再発防止への措置
- VII. お客様への、事故解決経過 ・ 結果の説明
- VIII. サービス事業所の責任者等への最終報告

※当該事故の状況 ・ 内容、および上記に基づいた対応結果については、サービス提供事業所が記録します。

※居宅介護支援の提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、後述（13. 損害賠償について）に記載の通りの対応を実施します。

13 損害賠償について

①こころケアプランセンター大井は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、こころケアプランセンター大井の責めに帰すべき事由により、お客様またはそのご家族等の介護者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等に過失がある場合は、こころケアプランセンター大井は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

②お客様またはそのご家族の介護者は、お客様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、こころケアプランセンター大井のサービス従業者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

14 介護保険法の改正

国が定める介護給付（介護報酬）の改正があった場合こころケアプランセンター大井の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

15 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常事の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に沿って必要な措置を講じます。

担当職員その他の従業者に対し計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

16 感染症対策

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会を設置し、指針を作成します。定期的に研修及び訓練を実施します。

担当職員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

17 ハラスメント対策

こころケアプランセンター大井の担当職員その他の従業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。

お客様がこころケアプランセンター大井の担当職員その他の従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

18 虐待の防止

こころケアプランセンター大井の担当職員及び従業者は、お客様の人権の養護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行います。

虐待防止のための指針を整備し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持の例外として市に通報するものとします。

19 身体拘束の適正化

お客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20 各種研修会への参加と地域課題への取り組み

こころケアプランセンター大井の担当職員及び従業者は、家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に定期的実施又は参加することで、自己研鑽に努めるとともに上述の介護保険サービス以外の問題に直面した場合、適切な関係機関へ繋げる役割を担い、地域課題に取り組みます

以上

この重要事項は令和6年4月1日から実施する。

こころケアプランセンター大井は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、こころケアプランセンター大井、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

年 月 日

事業所 所在地 岐阜県恵那市大井町667-27
電話番号 0573-38-1711
名称 こころケアプランセンター大井

説明者氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

お客様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人又は署名代行人（該当するものにチェック）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

個人情報同意書

当事業所は必要な範囲において個人情報を取り扱います。

- (1) 当事業所サービス提供の為
- (2) お客様へのサービス提供について他の事業所と連携する為
- (3) サービス担当者会議開催の為
- (4) 介護保険施設への入所手続きの為
- (5) お客様 ・ ご家族へのサービス料金のご請求やその他ご連絡の為
- (6) 統計データへの利用の為
- (7) 緊急時に医療機関等に連絡する為

(但し、個人を特定できるような利用は一切致しません)

上記について同意します。

年 月 日

印

(お客様)

印

(ご家族)

(署名代行人)

こころケアプランセンター大井

電話 0573-38-1711

FAX 0573-38-5016

受付時間 月～金 (土・日・年末年始除く)
8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0